

## いじめ防止対策基本方針

堺市立茶山台小学校

### <はじめに>

#### いじめ防止等に対する基本的な考え方

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも、どの学級にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」であるとの考え方を基本に、「いじめは未然防止・早期発見・早期対応が重要」との姿勢のもと、市（教育委員会含む）、学校、家庭や地域、関係機関等との連携を図り、取り組むものとする。

#### (1)いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※）にある他の児童等が行う心理的又は物理的（※）な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

（※）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を示す。

（※）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理失理させられたりすることなどを意味する。

※学校で実施する心のアンケートの項目は、すべていじめの対象になるということです。

#### (2)いじめの認知について

- ① 特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（本校の場合は「いじめ防止対策委員会」）を活用して行う。
- ② いじめの被害を受けた児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせたようなときなど、その全てがいじめとしての厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。
- ③ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。表面的・形式的にすることなく、いじめの被害を受けた児童の立場に立つこと。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が、限定して解釈されることのないよう努める。

#### 【具体的ないじめの態様例】

- ・けんかやふざけ合い、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はすれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・本人が気にしていることを、わざと言いつらしたり、おもしろがって笑ったりする。

- ・金品をたかられる。
- ・持ち物等を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・携帯電話やメール、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

## 1 いじめ防止等の対策のための組織

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当者・特別支援教育コーディネーター・人権教育担当者、道徳教育推進教師を構成メンバーとした「いじめ防止対策委員会」(必要に応じて、養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等も参加)を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

## 2 いじめの未然防止に向けて

学校の教育活動全体をとおして、**自他のよさや可能性を認め、お互いの人格を尊重し合える態度や社会性**など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことができるよう、人権教育の充実を図り、豊かな人権感覚を育む取組を推進する。また、全ての児童に「いじめは決して許されない」こと<sup>1</sup>の理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心を醸成する。

### 「認め合える学級活動」や「わかりやすい授業」を通して

(1)児童がいじめ問題を自分のこととして考え認め合い、自ら活動できる集団づくりに努める。

(居場所づくりから自尊感情を大切に<sup>2</sup>する取組)

(2)道徳・特別活動を通して規範意識や倫理観・集団の在り方等についての学習を深める。

(3)授業がわからない等の焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人ひとりを大切に<sup>3</sup>した「わかりやすい授業づくり」への授業改善・工夫を図る。

(4)保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすること等、ストレスの上手な解消のさせ方について指導すること。

### 「安心して過ごせる学校生活づくり」を通して

全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

(1)学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を積極的に活用する。

(2)教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう、言葉遣いについて日々注意を払う。

(3)常に危機意識をもち、いじめ問題への取組を学期ごとに点検し、改善充実を図る。

(4)子ども理解、特別支援教育などに関する教職員研修の充実とともに、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。

(5)いじめの問題に対する取組の重要性について市民全体に認識を広め、学校関係者と市、地域、家庭が一体となって取組を推進するための普及啓発にも取り組むこととする。

### 【特に配慮が必要な児童について】

学校として特に配慮が必要な児童については、定期的に子ども理解会議を開き、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、校内で情報の共有を行う

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

## 3 いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生する。学校・家庭・地域が実態把握に努める。

- (1) いじめではないかと、まずは疑う意識をもって行動する。(堺市いじめ対応チェックリスト等の積極的な活用)
- (2) 児童の声に耳を傾ける。(心のアンケート調査の実施、個別面談等)
- (3) 児童の行動を注視する。(堺市いじめ対応チェックシート、学級経営)
- (4) 保護者と情報を共有する。(連絡帳、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (5) 地域や中学校区(学校群)での連携をはかる。(小中連携・小小連携、関係諸機関との情報共有等)
- (6) 各学期に1回の計3回、心のアンケート調査を実施。→システムにて担任入力→校内共有する。  
(聞き取り後速やかに生指指導主任へ…中学卒業まで保管。)

## 4 いじめの早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して対応にあたる。

### 【いじめへの対処について】

- (1) いじめを発見・相談を受けた教職員は、速やかに「システム」にて報告し情報の共有を図る。
- (2) いじめ対策防止委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。(※以降、「いじめ防止対策委員会」を「本委員会」と表記する。)
- (3) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (4) 学級担任等が、いじめにかかる情報を抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (5) 必要に応じてアンケート調査を実施し、早期解決の手がかりとする。
- (6) 校長は事実に基づき、本委員会を代表して子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (7) いじめをした児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (8) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

### 【いじめ解消について】

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「解消している」状態とは次の2つの要件が必要である。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、確認すること。

### 【いじめに対する再発防止の取組について】

(1) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

(2) いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

(3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制をとる。

(4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、学校弁護士（スクールロイヤー、医師、教員・警察官などの外部専門家等の支援を要請する。

(5) いじめ未然防止に向けた取組について本委員会として課題を洗い出し、改善点を明確にする。

## 6 重大事態への対処について

**重大事態**（※）の認知後早急に教育委員会に報告を行い、**学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する。** → **学校が調査の主体となった場合**

① 「いじめ防止対策委員会」が調査機関として事実確認等徹底した調査を実施する。

② いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する

（関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。）

③ 調査結果を教育委員会に報告する。（いじめ対策委員会の代表の校長）

（いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。）

※**重大事態**とは、

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

（・児童が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合  
・精神性の疾患を発症した場合）

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する）

ウ) 「児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」

## 7 新たないじめ形態「ネットいじめ」等の対応について

本校では、年齢による発達段階を踏まえ、小学生にスマートフォンを買い与えることは推奨しない。

本校では学校に持参することを原則禁止とし、許可制にしている。しかし、保護者の意識も多様化し児童への携帯電話の普及率は年々上昇を続けており、ネット上のいじめに発展するトラブルも増えてきている。保護者の対応が基本であると考え、トラブルの未然防止のために以下の取組を位置づける。

- ①年に1回以上、保護者・高学年児童を対象に「携帯電話教室」や「ネットいじめ防止プログラム」等を実施し、情報モラルの向上を図っていく。
- ②保護者には法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係諸機関の取組についても周知していく。

## 8 いじめ防止対策における留意事項

- (1)からかいや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場で行為を止める。
- (2)いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保する。
- (3)いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- (4)いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。【傍観者への対応】
- (5)いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。【同調者への対応】
- (6)学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえ、改善に取り組む。
- (7)教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが生じた際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

## 9 関係諸機関

子ども相談所 072-245-9197  
南堺警察署 072-291-1234  
堺少年サポートセンター 072-274-2355

児童のための相談窓口

学校教育部生徒指導課 072-228-7436  
電話教育相談 ころほーん 072-270-5561 (24時間365日)  
ソフィア堺 教育相談 072-270-8121 (電話予約)  
ふれあい教育相談 072-245-2527  
ネットによるいじめ相談 「堺市 STOP ネットいじめ」検索